

2015年4月1日

比較法学会  
理事長 北村 一郎

会員各位

比較法学会第78回総会を、下記の要領にて開催いたしますので、ご案内申し上げます。

記

### 比較法学会第78回総会

日時： 2015年6月6日（土）・7日（日）

開催校： 中央大学（共催）

責任者 佐藤 信行（法務研究科教授、本会理事）

北井 辰弥（法学部教授、本会理事）

開催地： 中央大学 後楽園キャンパス

〒112-8551 東京都文京区春日 1-13-27

\* 中央大学には、4つのキャンパスがありますが、今回の会場は「後楽園キャンパス」です。法学部・法科大学院の設置キャンパスではありませんので、お間違えのないようご注意ください。

受付： 第1日 中央大学後楽園キャンパス 5号館1階

第2日 同 5号館5階

\* 報告会場（教室）や時間配分などは、変更の可能性があります。当日、会場での案内をご確認ください。

\* 報告者の所属などは2015年2月時点のものです。

参加登録は、オンライン（17-18頁）またはFAX（19頁）にて、  
5月18日（月）までをお願いいたします。  
可能な限り、オンライン登録をご利用ください。

両日の昼食としてお弁当を手配します（各日1,000円）。ご入用の会員は、参加登録と併せてお申込みください。お支払いは、当日、現金にて承ります。

第1日終了後に懇親会を開催します（会費5,000円）。出席される会員は、参加登録と併せてお申込みください。お支払いは、当日、現金にて承ります。

## I. プログラム概要

### 第1日：6月6日（土）

部 会 報 告 9：00～12：00

英米法部会 5 5 3 4 号室

大陸法部会 5 5 3 3 号室

社会主義法・アジア法部会 5 3 3 3 号室

	英米法	大陸法	社会主義法・アジア法
9:00— 9:55	鬼頭	—	安部
10:00—10:55	大久保	巽	坂口
11:00—11:55	福岡	三浦	鄭

昼 食 12：00～13：30 5 3 3 5 号室

※ お弁当（1,000 円）を手配します。参加登録の際にお申込みください。

理 事 会 12：00～13：30 5 1 3 3 号室

会 員 総 会 13：30～13：55 5 5 3 3 号室

ミニ・シンポジウム 14：00～17：00

A「ラオスにおける民法典編纂と法整備支援」 5 5 3 3 号室

企画責任者： 松尾 弘（慶應義塾大学）

B「イギリス行政争訟システムの構造転換」 5 3 3 4 号室

企画責任者： 榊原 秀訓（南山大学）

C「アジアにおけるマイノリティの権利とアファーマティブ・アクション」

企画責任者： 宇田川 幸則（名古屋大学） 5 3 3 3 号室

休憩場所（昼食場所） 9：00～17：00 5 3 3 5 号室

懇 親 会 17：15～19：15 5 号館 地下食堂

※ 参加登録の際にお申込みください。会費（5,000 円）は当日現金にて承ります。

### 第2日：6月7日（日）

シ ン ポ ジ ウ ム 9：30～17：00 5 5 3 3 号室

「担保法の国際的動向 —担保制度の多様性と共通性をめぐる比較研究—」

企画責任者： 近江 幸治（早稲田大学）

午 前 の 部 9：30～12：00

昼 食 12：00～13：55 5 5 3 4 号室

※お弁当（1,000 円）を手配します。参加登録の際にお申込みください。

理 事 会 12：00～13：55 5 1 3 3 号室

午 後 の 部 14：00～17：00

休憩場所（昼食場所） 9：00～17：00 5 5 3 4 号室

## II. プログラム詳細

\*\*\*\*\* 第1日（6月6日（土））\*\*\*\*\*

部 会 報 告 9:00～12:00

### 英米法部会

5534号室

- 9:00～9:55 **鬼頭 俊泰**（日本大学商学部助教）  
「イギリス法におけるシンジケート・ローン ～日本法との比較を手掛かりに～」  
司会：田澤 元章（明治学院大学）
- 10:00～10:55 **大久保 拓也**（日本大学法学部教授）  
「イギリスの上場会社における非業務執行取締役の役割」  
司会：高田 晴仁（慶應義塾大学）
- 11:00～11:55 **福岡 久美子**（同志社女子大学現代社会学部准教授）  
「アメリカ合衆国におけるインターネット上の生徒の表現の自由」  
司会：毛利 透（京都大学、本会理事）

### 大陸法部会

5533号室

- 10:00～10:55 **巽 智彦**（成蹊大学法学部専任講師）  
「行政訴訟における第三者規律 —独仏から見た日本—」  
司会：海老原 明夫（東京大学、本会企画委員）
- 11:00～11:55 **三浦 毅**（志學館大学法学部准教授）  
「ドイツにおける法令違反としての審尋請求権侵害の態様について」  
司会：三上 威彦（慶應義塾大学、本会理事）

### 社会主義法・アジア法部会

5333号室

- 9:00～9:55 **安部 祥太**（日本学術振興会特別研究員・青山学院大学大学院法学研究科）  
「韓国における被疑者取調べとその適正化」  
司会：山口 直也（立命館大学、本会理事）
- 10:00～10:55 **坂口 一成**（大阪大学大学院法学研究科准教授）  
「中国の制裁システムにおける治安管理处罰制度の位相  
——刑事制度との関係・比較から」  
司会：鈴木 賢（北海道大学、本会理事）
- 11:00～11:55 **鄭 芙蓉**（広島修道大学法学部准教授）  
「中国における不動産物権変動法制の構造と理論  
——日本法への解釈論的・立法論的示唆を探るために」  
司会：吉井 啓子（明治大学）

昼	食	12:00～13:30	5335号室
理	事	12:00～13:30	5133号室
会	員	13:30～13:55	5533号室

ミニ・シンポジウム 14:00～17:00

**ミニ・シンポジウム A**

5533号室

**「ラオスにおける民法典編纂と法整備支援」**

企画責任者・司会： 松尾 弘（慶應義塾大学）

報告： 「総則、人・法人」 大川 謙蔵（摂南大学）  
「家族、相続」 西 希代子（慶應義塾大学）  
「財及び所有権、物的担保」 松尾 弘  
「契約及び契約外債務、人的担保」 野澤 正充（立教大学）  
コメント： 野村 豊弘（日本エネルギー法研究所、本会前理事長）

**ミニ・シンポジウム B**

5334号室

**「イギリス行政争訟システムの構造転換」**

企画責任者・司会： 榊原 秀訓（南山大学）

報告： 「裁判所・審判所システムの構造転換」 榊原 秀訓  
「司法審査の理論動向」 深澤 龍一郎（九州大学）  
「司法審査制度の改革論議—原告適格を中心にして」 林 晃大（近畿大学）  
「行政訴訟における司法へのアクセス保障」 上田 健介（近畿大学）  
「都市計画・環境領域における行政争訟」 洞澤 秀雄（南山大学）

**ミニ・シンポジウム C**

5333号室

**「アジアにおけるマイノリティの権利とアファーマティブ・アクション」**

企画責任者・司会： 宇田川 幸則（名古屋大学、本会理事）

報告： 「総論」 孝忠 延夫（関西大学）  
「インド」 浅野 宜之（大阪大谷大学）  
「マレーシア」 桑原 尚子（福山市立大学）  
「台湾」 呉 煜宗（台湾・世新大学）  
「中国」 宇田川 幸則  
「日本」 落合 研一（北海道大学）

懇 親 会 17:15～19:15 5号館 地下食堂

\*\*\*\*\* 第2日(6月7日(日)) \*\*\*\*\*

シンポジウム 9:30~17:00 5533号室

「担保法の国際的動向 —担保制度の多様性と共通性をめぐる比較研究—

企画責任者：近江 幸治（早稲田大学）

午前の部 9:30~12:00

総合司会： 近江 幸治（早稲田大学）

道垣内 弘人（東京大学）

- |     |             |         |                  |
|-----|-------------|---------|------------------|
| (1) | 9:30~10:00  | 「総論」    | 近江 幸治            |
| (2) | 10:00~10:30 | 「ドイツ法」  | 鳥谷部 茂（広島大学、本会理事） |
| (3) | 10:30~11:00 | 「フランス法」 | 片山 直也（慶應義塾大学）    |
| (4) | 11:00~11:30 | 「イギリス法」 | 道垣内 弘人           |
| (5) | 11:30~12:00 | 「アメリカ法」 | 青木 則幸（早稲田大学）     |

昼食 12:00~13:55 5534号室

理事会 12:00~13:55 5133号室

午後の部 14:00~17:00

- |     |             |       |            |
|-----|-------------|-------|------------|
| (6) | 14:00~14:30 | 「韓国法」 | 権 澈（成均館大学） |
| (7) | 14:30~15:00 | 「中国法」 | 申 政武（山東大学） |

【15:00~15:20 休憩】

15:20~17:00 討 論

### Ⅲ. 要 旨

#### \*\*\*\*\* 部会報告 \*\*\*\*\*

#### ◎ 英 米 法 部 会

##### イギリス法におけるシンジケート・ローン ～日本法との比較を手掛かりに～

鬼頭 俊泰

(日本大学商学部助教)

シンジケート・ローン（以下「シ・ローン」という）は、複数の金融機関が協調してシンジケート団を組成し、一つの契約書に基づき同一条件で同一の借入人に対して融資を行うための手法であり、シ・ローン全体のとりまとめを行うアレンジャーと呼ばれる金融機関が必要となる。だが、わが国においては、シ・ローンに対する規制に「空白」があるのみならず、シ・ローン実務の指針となるべき裁判例の蓄積に乏しく、また解明すべき論点が多く残っている。

そこで、本報告は、この分野で議論が進んでいるイギリス法に比較法的手掛かりを求め、同国法におけるシ・ローンに関する議論を紹介した上、日本法と比較し、わが国におけるシ・ローンのさらなる発展のための比較法的手掛かりを得ることを目的とする。

具体的には、アレンジャーがシ・ローンを組成するにあたって、アレンジャーと借入人・各貸付人との間にいかなる法的関係があるか（又はないか）等をみた上、前記「空白」をいかにして埋めるか（又は埋めないか）を考えていきたい。

関連文献：

拙稿「金融機関の融資局面における情報提供義務に関する一考察」日本法学 80 巻 1 号 (2014. 6) 39-66 頁

##### イギリスの上場会社における非業務執行取締役の役割

大久保 拓也

(日本大学法学部教授)

イギリスの上場会社では、非業務執行取締役 (non-executive director) の独立性や役割等について定めた「UKコーポレート・ガバナンス・コード」(The UK Corporate Governance Code) の条項を遵守しなければならない、それを遵守していない場合にはそのことについて説明しなければならないというアプローチ ('comply or explain' 「遵守せよさもなければ説明せよ」) がとられている。その中心的な規律の1つが、会社から独立性をもった非業務執行取締役の活用である。

このアプローチは、一定の公開大会社に社外取締役を置くことが「相当でない理由」を株主総会で説明しなければならない等として日本法に導入されたが、このような規律は、従来の日本の制度と比べて異例ともいわれる。本報告は、そのアプローチの母法であるイギリスの規制を比較法的に分析し、イギリスの上場会社における非業務執行取締役に関する規制の仕組みやその地位、権限等を考察することを通じて、日本法への示唆を検討するものである。

関連文献：

拙稿「イギリス 2006 年会社法における取締役の報酬規制」石山先生＝上村先生還暦記念『比較企業法の現在』(成文堂、2011) 37 頁、

同「イギリス上場会社における非業務執行取締役の独立性と監督機能」日本法学 80 巻 3 号 (2015) 493 頁

## アメリカ合衆国におけるインターネット上の生徒の表現の自由

福岡 久美子

(同志社女子大学現代社会学部准教授)

1964年の *Tinker v. Des Moines Independent Community School District* とその後の判例によって、生徒の表現に対する学校による規制の合憲性について、判断基準が構築されてきた。最近、インターネットの利用が未成年者の間にも広がり、同級生や学校に対するいやがらせの書き込みなどが問題となり、学校は懲罰をもって規制に乗り出している。インターネット上の表現は校外で発せられることが多い等、オフライン表現とは異なる特徴を有するため、これまでのオフライン表現規制に対する基準をそのまま適用するのはむずかしい。しかし、現時点において、連邦最高裁判決は存在せず、下級審判決には必ずしも統一性が見られない。本報告は、生徒のインターネット上の表現に対する学校の規制に関して、下級審判決、学説等を分析し、オフライン表現に関する基準と関連づけながら検討を行い、日本法への示唆を提示する。

関連文献：

拙稿「サイバースペースにおける生徒の表現の自由」同志社女子大学総合文化研究所紀要 31 巻 (2014)

## ◎ 大陸法部会

### 行政訴訟における第三者規律—独仏から見た日本—

巽 智彦

(成蹊大学法学部専任講師)

行政訴訟において争われる実体法関係が、訴訟当事者および参加人以外の第三者にも関係するものである場合、当該第三者の訴訟法上の取り扱いに関する規整には、当該第三者を訴訟関係人としてすることなくしては、当該第三者の実体法上の地位を裁判によって変動させることを認めない規整（引き込み型）と、当該第三者を訴訟関係人としてすることなくして、当該第三者の実体法上の地位を裁判によって変動させることを認める規整（効力拡張型）があり得る。前者の典型はドイツの規整であったが、ドイツでも近時、必要的参加に関する「有効説」の台頭や、大量手続の特則の導入により、効力拡張型をベースに一定範囲で関係者の引き込みを図るという規整が導入されつつある。後者の典型はフランスおよび日本の規整であるが、両国において「対世効」ないし第三者効が既判力の拡張ではないと解されている点の含意は、行政自身に第三者を訴訟に引き込ませるインセンティブを持たせる点に見出される。

関連文献：

「第三者効と第三者再審」東京大学法科大学院ローレビュー5巻（2011）

「ドイツ行政訴訟における判決効の主体的範囲—「引き込み型」から「効力拡張型」へ」行政法研究7号（2014）

「ドイツ行政裁判所法上の規範統制訴訟の裁判の対世効と参加制度」成蹊法学81号（2014）

「「形成」概念と第三者規律（仮題）（1～6・完）」国家学会雑誌128巻5・6号～129巻3・4号（2015-2016 予定）

### ドイツにおける法令違反としての審尋請求権侵害の態様について

三浦 毅

(志學館大学法学部准教授)

ドイツでは、基本法制定以前から、「一般法原則」としての審尋請求権概念を法治国家に自明の原理として承認してきた。今日では、その具体的中身の実現を目的として、基本法のみならず単純法においてもその一般・個別関連規定が整備されている。

そして、これらの権利侵害への救済手段として、憲法裁判所への憲法訴願とは別に、2001年、2004年の民事訴訟法の改正による審問異議（Anhörungsruge ZPO § 321a）が導入され、上訴が阻まれる際の際の原審への異議の申立ても可能となった。

いずれも、その異議理由として基本法103条1項の審尋請求権を侵害していることを要件とするが、憲法価値と同様に評価される法令違反をも対象とすべきであるとの指摘がなされている。この拡がり、審尋請求権の最低限の保障から最適化の要請に応えるものと評価できる。

本報告では、こうした変容を示す法令違反としての審尋請求権侵害の具体的態様及びその射程について、ドイツの裁判例を検討することによって明らかにすることにした。

関連文献：

拙稿「非訟事件手続における審尋請求権法理の実定化に関する考察—家事審判手続を中心に—（1）

（2）（3・完）」名古屋大学法政論集242号（2011）213頁、243号（2012）47頁、244号（2012）

55頁



## ◎ 社会主義法・アジア法部会

### 韓国における被疑者取調べとその適正化

安部 祥太

(日本学術振興会特別研究員・青山学院大学大学院法学研究科)

本報告は、日本の被疑者取調べを適正化する足かがりとして、韓国刑事訴訟法における被疑者取調べを概観し、日本への示唆を探るものである。韓国刑事訴訟法は、歴史的変遷により、仏法体系の日本法→独法体系の日本法→米法を継受しており、日本の刑事訴訟法と極めて類似しているためである。しかしながら、その後の独裁政権と民主化による反動や、2007年の改正刑事訴訟法の影響もあり、取調べ適正化という観点では、日本よりも遥かに先進的な解釈・立法を行っている。

本報告では、韓国における被疑者取調べ適正化が、権利保障による適正化と施策による適正化の双方から展開されていることを示す。また、その中で展開されている議論や裁判所の立場、立法状況などに触れる。これらを通じて、特に被疑者取調べ録音・録画制度の意義と限界や、被疑者の諸権利の実効的保障策などに関する示唆を得て、日本の被疑者取調べを適正化する方策を展望する。

関連文献：

安部祥太「韓国における被疑者取調べとその適正化—日本の被疑者取調べ適正化への示唆—

(1)・(2完)」青山ローフォーラム創刊号、同1巻2号(いずれも2012)

同「韓国における被疑者取調べへの弁護人立会い—大法院決定 2003. 11. 11, 2003. 402 (ソンドゥユル事件決定) 及び憲法裁判所決定 2004. 9. 23, 2000. 138 (チェヨル事件決定) —」青山ローフォーラム創刊号(2012) 227-262 頁

同「日韓現行憲法及び現行刑事訴訟法条文対照表・韓国刑事訴訟法改正沿革一覧表—被疑者取調べ関連条文を中心に—」青山ローフォーラム 1 巻 2 号(2012) 179-210 頁

同「韓国における国選弁護制度—被疑者の国選弁護を中心に—」青山社会科学紀要 41 巻 1 号(2012) 123-154 頁

同「被疑者取調べの録音・録画と記録媒体の証拠法的取扱い」青山ローフォーラム 3 巻 1 号(2014) 125-163 頁

### 中国の制裁システムにおける治安管理处罰制度の位相

#### ——刑事制度との関係・比較から

坂口 一成

(大阪大学大学院法学研究科准教授)

治安管理处罰は法的制裁(刑事・行政・民事)のうち、刑罰を科すには至らない軽微な治安管理違反行為を処罰する行政処罰とされ(治安管理处罰法 2 条、刑法 13 条ただし書)、その違反行為類型は主に「自然犯」と密接に関係・連続し、ひいては重なる。

本制度は公安(警察)の決定だけで最長 20 日の自由剥奪が可能であるが、刑法や同じく行政制裁でありながら問題がより深刻な労働矯正(最長 4 年の自由剥奪が可能。なお 2013 年に廃止)の陰に隠れ、これまで日中ともに研究は低調であった。だが、その処理件数は刑事判決発効件数よりも遙かに多く(例えば 2013 年は各々約 1275 万件、約 95 万件であった。『中国法律年鑑(2014 年)』参照)、刑事制度と共に、社会統制に大きな役割を果たしていると考えられる。

そこで本報告では、主に治安管理違反・治安管理处罰と犯罪・刑罰との関係をめぐる議論、実務における(特に刑法・刑事手続法との関係における)本制度の役割・機能を手掛かりに、法的制裁システムにおけるその位置・役割を探りたい。

## 中国における不動産物権変動法制の構造と理論 ——日本法への解釈論的・立法論的示唆を探るために

鄭 芙蓉

(広島修道大学法学部准教授)

これまで日本において展開されてきた物権変動法制の比較研究は、フランス法またはドイツ法を対象とするものがほとんどである。しかし、これは縦の比較法であって、横の比較法、すなわち、同じ法典継受の経験を有する非西欧諸国との比較も不可欠である。なぜならば、そうすることによって、はじめて「近代化」の過程において普遍的現象と各国の特殊な現象を仕分けることができ、結局、日本法に対する反省的考察に資すると考えられるからである。

中国物権法は 2007 年に採択され、公示の原則については、効力要件主義を原則とするが、例外的に第三者に善意要件を追加した対抗要件主義も認めている。公信の原則については、公信力を否定する代わりに、動産・不動産を共に規律し、他物権の取得にも準用される射程の広い善意取得制度を規定している。世界的にも例のないこの制度はどのような社会的事情を有し、どのような経緯で形成され、どのような問題点を抱えているか。本報告では、中国の不動産物権変動法制の全般について考察し、日本の物権変動論の諸課題に積極的な提言を試みたい。

関連文献：

拙著『中国物権変動法制の構造と理論——日本法との双方向的比較の視点から』（日本評論社、2014）

◎ ミニ・シンポジウムA

ラオスにおける民法典編纂と法整備支援

企画責任者 松尾 弘（慶應義塾大学）

**企画趣旨**

ベトナム、カンボジアへの民法典整備支援等を契機に始まった日本の法整備支援については、第63回比較法学会（2000年、名古屋大学）シンポジウム「『法整備支援』と比較法学の課題」において議論が行われた（比較法学62号〔2001〕参照）。本ミニ・シンポジウムは、ベトナム、カンボジアに続いて行われているラオス人民民主共和国（以下、ラオス）への民法典整備支援に焦点を当てる。

ラオスは1975年の建国以後、社会主義政党の下で開発を進め、対外開放政策への転換に伴う新思想・新制度の導入決定後、1990年以降、財産法、契約法、相続法、家族法、契約以外の債務法、家族登録法、担保取引法、土地法等、民法関連の個別立法を推進してきた。この間ラオスは急速な経済成長を遂げ、2012年にWTO加盟を実現したが、さらに制度基盤を強化すべく、民法典編纂を開始した。

ラオスの民法整備に対しては国連開発計画（UNDP）、世界銀行（IBRD）、国際金融公社（IFC）、ベトナム、アメリカ、ドイツ、オーストラリア等が支援を提供したが、日本の支援は①準備期（2002～2004年）の民商法セミナー、②第1フェーズ（2004～2007年）の法令集・法律辞書・教科書作成、③第2フェーズ（2009年～）の民法典制定支援へと展開した。本ミニ・シンポジウムは、ラオス民法典整備支援において議論になった点を題材に、個別立法等からなるラオスの現行民法がどのように変わろうとしているか、法継受の観点からラオス風の民法典整備がどのような特色をもつか、その中で法整備支援の意義と課題は何かについて、民法典の主要領域ごとに検討を加える。

司会： 松尾 弘（慶應義塾大学）

報告：「総則、人・法人」	大川 謙蔵（摂南大学）
「家族、相続」	西 希代子（慶應義塾大学）
「財及び所有権、物的担保」	松尾 弘
「契約及び契約外債務、人的担保」	野澤 正充（立教大学）

コメント： 野村 豊弘（日本エネルギー法研究所、本会前理事長）

関連文献：

小川富之＝伊藤弘子＝大川謙蔵「1991年ラオス家事登録法(1)、(2)」戸籍時報680号（2011）、681号（2012）

野澤正充「ラオスの契約法と日本民法（債権法）の改正」小野秀誠＝滝沢昌彦＝小粥太郎＝角田美穂子編『松本恒雄先生還暦記念 民事法の現代的課題』（商事法務、2012）

松尾弘「ラオスにおける民法の発展」『アジア法研究2012』（アジア法学会、2013）

## ◎ ミニ・シンポジウムB

### イギリス行政争訟システムの構造転換

企画責任者 榊原 秀訓（南山大学）

#### 企画趣旨・各報告概要

イギリスでは、2005年の憲法改革法以降、司法制度・審判所制度の改革がなされ、司法審査制度の改革が現在進行している。そこで、このような制度改革とともに、関連する問題やその背後に存在する理論的な展開状況を報告する。

① **榊原報告**は、まず、司法における独立性とアカウントビリティ確保等の関係に関する制度改革や議論状況を紹介する。次に、原処分段階や行政救済段階をカバーする「行政的正義」に対する「比例的紛争解決」の影響を明らかにし、その評価を述べる。

② **深澤報告**は、行政の民間化を契機として、行政法学の関心が司法審査から私人の活動の規制（regulation）へと拡大するとともに、司法審査分析の観点も行政救済から行政統制へと比重を移しつつあることを説明する。そのうえで、行政統制機能を重視した司法審査理論が、行政訴訟上の個別の問題にどのような新しい解釈をもたらすか、また、本当に成り立ちうるかについて、実証研究の成果を引用して検証する。

③ **林報告**は、司法審査制度における原告適格について検討する。近年、裁判所は原告適格を広く認め、「公益訴訟」においてほぼ自動的に訴訟提起を認めている。他方、司法省は、司法審査の請求数の増加を理由に原告適格基準を厳格化する提案をしている。報告では、これらに関する議論状況を明らかにする。

④ **上田報告**は、法律扶助をはじめ訴訟費用の問題を扱う。行政訴訟の費用負担については、民事訴訟に関する一般的な枠組みの中で特別なルールが存在するが、近時、民事法律扶助が縮小され、司法審査制度改革案でも各種の提案がなされている。報告では、その現状について検討し、人権法が編入する欧州人権条約第6条「公正な裁判を受ける権利」との関係について考察を加える。

⑤ **洞澤報告**は、都市計画・環境領域における行政争訟システムに焦点を当てる。原告適格等の司法アクセスの展開に寄与してきた都市計画領域と、オーフス条約を基礎にした訴訟費用等の新たな司法アクセスの展開が見られる環境領域での構造転換について考察する。さらに、近年の都市計画領域における司法審査制度の改革やその議論を検討する。それにより、国内法とヨーロッパ法からの法的要請の交錯状況を明らかにする。

司会： 榊原 秀訓（南山大学）

報告：「裁判所・審判所システムの構造転換」	榊原 秀訓
「司法審査の理論動向」	深澤 龍一郎（九州大学）
「司法審査制度改革論議—原告適格を中心にして」	林 晃大（近畿大学）
「行政訴訟における司法へのアクセス保障」	上田 健介（近畿大学）
「都市計画・環境領域における行政争訟」	洞澤 秀雄（南山大学）

関連文献：

榊原秀訓編『行政法システムの構造転換—イギリスにおける「行政的正義」』（日本評論社、2015）  
榊原秀訓「イギリスにおける裁判官任命制度と大法官職の再改革論議」（南山法学、近刊予定）

## ◎ ミニ・シンポジウムC

### アジアにおけるマイノリティの権利とアファーマティブ・アクション

企画責任者 宇田川 幸則（名古屋大学、本会理事）

#### 企画趣旨

雇用や教育などの分野における実質的な機会平等を達成することを目的に、これまで差別されてきたマイノリティを対象とした積極的な是正策であるアファーマティブ・アクション（以下、A.A.）は、1950年代のアメリカ公民権運動を背景として誕生したとされる。その後半世紀以上が経過した今日、A.A.が実施されてきた国家・社会において、A.A.がその対象とする人々に対する差別や格差が完全に解消されたとは言いがたい。そればかりか、20世紀後半からは、A.A.の直接的な対象とならない人々に対する逆差別という問題も浮上し、今日では多様性、ノーマライゼーションといった角度からA.A.を廃止したり（カリフォルニア、ワシントン、フロリダの各州）、修正ないしは否定したりする立法が登場するに到っている。

他方、アジア諸国においても、マイノリティに対する優遇政策が実施されてきた。とくに、民族の多様性を背景とする国においては、A.A.として語られはじめる以前から、少数民族ないしは特定（指定）民族に対する優遇政策として実施されてきている。これまでの本邦におけるA.A.に関する研究は欧米のそれを中心としており（たとえば、本学会 2006年度ミニシンポ「レーンキスト・コート判例理論の再検討」での吉田仁美報告、日米法学会 2008年シンポジウム「平和を求めて—アファーマティブ・アクションの行方」等）、アジア諸国のA.A.に関しては、とくに比較法的な研究は行われてこなかった。そこで、2015年度のミニシンポでは、インド、マレーシア、台湾および中国を取り上げ、エスニックマイノリティに対するA.A.に焦点を絞り、その経緯、実施状況および課題に関する比較法研究を行いたい。なお、理論的検討、アジア全般の状況は総論として検討し、日本についてはアイヌ民族をめぐる法および議論状況を比較の素材とする。

対象とする国および報告者は以下のとおりである。

司会： 宇田川 幸則（名古屋大学、本会理事）

報告：	「総論」	孝忠 延夫（関西大学）
	「インド」	浅野 宜之（大阪大谷大学）
	「マレーシア」	桑原 尚子（福山市立大学）
	「台湾」	呉 焜宗（台湾・世新大学）
	「中国」	宇田川 幸則
	「日本」	落合 研一（北海道大学）

担保法の国際的動向  
—担保制度の多様性と共通性をめぐる比較研究—

企画責任者 近江 幸治（早稲田大学）

**1. 企画趣旨**

担保法は、金融制度を構成する基本的骨格であって、本来、金融が経済活動として普遍的なものである以上、担保法もまた普遍性をもつものであるが、歴史的には、価値物（担保物）が土地（不動産）のみであったことから、一国の土地法制に依拠して形成されてきた。そして、土地法制は、政治的要素を内在するため、各国においてはその国独自の法制として整備されてきた。そのため、担保法もまた、各国においては、物権制度に連結して固有の法制度として発展してきたのである。

しかし、経済取引（債権・動産・不動産）が国際化し、「市場」が共通性をもってくると、取引の裏付けとなる担保制度（国際的な資金調達）もまた、金融制度の重要な一翼を担う制度として普遍性をもたなければならない。このような意識が、本シンポジウムを構成する出発点である。

現時点において、世界の担保法（特に不動産担保）を鳥瞰すると、各国においては、その歴史的経緯から、その国の固有の性質を色濃く残しているが、反面において、制度の国際的比較研究が進む中で、共通性を模索しようという動きが見られるのも事実であり、特に、21世紀に入ってから、その研究は顕著であるといえる。例えば、ドイツ債権法改正（現代化法）、フランス担保法改正、中国物権法（担保法）制定、韓国の民法典改正作業などは、各国の民法学者が注目をしているところである。

ただし、各国の担保制度は固有の歴史性を色濃く留めているため、このような比較研究は、必ずしも容易ではない。そこで、本シンポジウムでは、先ず第一に、担保法が各国においてはその歴史性と共に多様性をもっていることを定置し、その上で、第二に、ますます活発化する国際的取引の中で、どのような発展が見られるかを考察しようと考えた（その際、共通的な規範を考えることができればそれに越したことはない）。

なお、上記「第一」のパートでは、現行法制の骨格の相違が中心となるだろうが（例えば、担保目的物の特定性の原則、被担保債権に関する付従性の原則、公示制度と優先順位、法定担保と約定担保の優劣、人的担保の効力など、各国の担保方法に共通する諸原則の理解）、どのように取り扱うか（又扱わないか）は、報告者に一任する。上記「第二」のパートでは、現時点及び将来的な「動向」ということで、担保法制の新たな動きの研究であり、この点にウエイトが置かれる。

**2. 各報告概要**

- (1) 総論（シンポジウムの経緯、基礎的視点、日本法） 経済金融の基礎を提供する担保制度は、世界や一国の経済動向の変化に応じて、展開し、発展してきたといえる。シンポジウム全体としては、近代担保法制成立後のこのような展開・発展を、制度的に把握する。
- (2) ドイツ法 担保制度全体を概観したのち、付従性を基礎とする抵当権から付従性のない保全土地債務（2008年改正）への展開、抵当不動産の賃料の事前処分と抵当権の優先的効力との調整等について、その意義を整理・検討する。
- (3) フランス法 フランスでは、2006年に担保法改正がなされ、実行手続きの柔軟化等が図られるとともに、特定性の原則が緩和され、将来債権のための抵当権や充填抵当権などが導入され

た。本報告では、その後の経緯（特に 2014 年の法改正）も踏まえて、フランス抵当制度改革の意義を再検討する。

- (4) **イギリス法** イングランド法について、不動産担保、動産担保、証券・金銭担保につき、最近の動向を紹介する。全体としては、改革の必要性が説かれながら、実際の改革は遅々として進まない状況を検討する。
- (5) **アメリカ法** アメリカでは、いわゆる S&L 危機をきっかけとする 1980 年代の不動産金融市場の変質の中で、モーゲージの証券化が広く行われるようになったが、2007 年問題ではその歪みに注目が集まった。本報告では、これらの動向を踏まえて、住宅モーゲージ二次市場の展開と停滞が不動産モーゲージの理論に与えた影響を検討する。
- (6) **韓国法** 担保制度を概観したのち、最近の動向を紹介・検討する。素材は、民法上の担保物権、非典型担保、新たな特別法（動産・債権担保法）、民法改正など多岐に亘るが、比較法的に興味深い点を中心に取り上げる予定である。
- (7) **中国法** 中国では、1995 年の「担保法」、2000 年の「担保法に適用する問題の解釈」、2007 年の「物権法」が制定公布された。これらの立法動向をふまえて、最近の担保法に関する諸問題について整理検討する。

※ 各報告者のレジュメは、当日配布されることになっている。

### **3. 対象国・報告者**

- (1) 「総論」 近江 幸治（早稲田大学）
- (2) 「ドイツ法」 鳥谷部 茂（広島大学、本会理事）
- (3) 「フランス法」 片山 直也（慶應義塾大学）
- (4) 「イギリス法」 道垣内 弘人（東京大学）
- (5) 「アメリカ法」 青木 則幸（早稲田大学）
- (6) 「韓国法」 権 澈（成均館大学）
- (7) 「中国法」 申 政武（山東大学）

#### IV. 開催校ならびに事務局からのお願い

1. オンライン登録システムを利用して、参加の旨をご登録ください。

##### オンライン参加登録の手順 (詳しくは17-18頁)

- ・ 比較法学会ホームページ (<http://www.asas.or.jp/jscl/>) から登録画面にお入り下さい。
  - ・ 会員番号の入力が必要となります。封筒の送付ラベルにある004から始まる10桁の番号が会員番号です。また、パスワードは、2010年に、会費請求時に同封してお知らせしております。お忘れの方、また、2011年度以降のご入会の方は、総会参加登録ページの「パスワード問い合わせ」より発行してください。
  - ・ 2010年度からの試みであることからファックスでの登録(19頁)も受け付けますが、事務作業の効率化のため、可能な限り、オンライン登録をご利用ください。
  - ・ 登録方法が不明な場合は、学会支援機構(TEL:03-5981-6011)までご連絡ください。
  - ・ 登録の締切は、オンライン・FAXともに、5月18日(月)必着とさせていただきます。
2. 両日の昼食としてお弁当を手配します(各日1,000円)。ご入用の会員は、参加登録と併せてお申込みください。お支払いは、当日、現金にて承ります。
3. 第1日終了後に懇親会を開催します(会費5,000円)。出席される会員は、参加登録と併せてお申込みください。お支払いは、当日、現金にて承ります。
4. 中央大学には、4つのキャンパスがありますが、今回の会場は「後樂園キャンパス」です。法学部・法科大学院の設置キャンパスではありませんので、お間違えのないようご注意ください。
5. 会場への経路は20頁をご参照ください。後樂園キャンパスは、交通至便な場所に位置しておりますが、キャンパス前の道は、いずれの最寄り駅からも上り坂となりますので、余裕をもってお越しください。
6. 建物内は全面禁煙です。喫煙は、指定場所をお願いいたします。
7. 報告会場の変更などは、当日受付でご案内します。
8. 会場に関する事前の問い合わせ、および、前日・当日の緊急連絡は、下記をお願いいたします。

〒162-8473 東京都新宿区市谷本村町42-8 中央大学法科大学院 佐藤信行研究室

E-mail: jscl2015chuo@gmail.com

TEL: 080-6546-0658 [\*この番号は、学会前日及び当日の緊急連絡用です。学会2日前までは、留守番電話でお受けしますので、お名前と電話番号をお知らせください]

\*\*\*\*\*

##### 事務局からのお知らせ

比較法学会の会員管理業務は、一般社団法人・学会支援機構に委託しています。所属変更・入会申込・退会・雑誌購読等の連絡は、同機構・比較法学会係宛に、その他の問い合わせは学会事務局をお願いいたします。

一般社団法人 学会支援機構

〒112-0012 東京都文京区大塚5-3-13 小石川アーバン4階

E-mail: hikakuhou@asas.or.jp TEL: 03-5981-6011 FAX: 03-5981-6012

比較法学会事務局

〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1 東京大学社会科学研究所 齋藤哲志

E-mail: tsaito@iss.u-tokyo.ac.jp



## V. オンライン参加登録の手順について

- ① 比較法学会ホームページ (<http://www.asas.or.jp/jscl/index.html>) から、総会参加登録ページへアクセスしてください。クリックすると以下の画面が表示されます。

①年会費請求書や封筒に印字されている004から始まる10桁の数値が会員番号です。

②パスワードは、2010年度第1回目の会費請求書に同封の「登録情報ログインパスワードに関するお知らせ」にてご案内しております。

③2011年度以降のご入会の方で、パスワードが不明の方は、こちらから発行手続きをお願い致します。

④パスワードを紛失された場合には、左記の[パスワード問い合わせ]から再発行の手続きをお願い致します。

- ② 入力フォームの手順

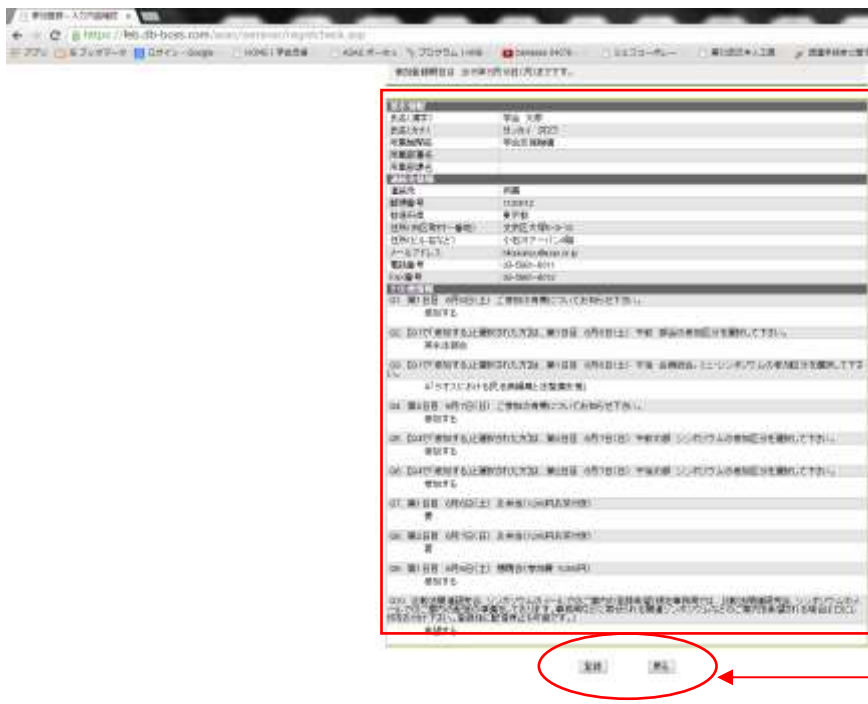
登録画面に入りますと、現在、学会支援機構に登録されているご自身の氏名・所属機関・住所の情報が表示されます。

### ③ 参加情報入力の手順



- ① (\*) は必修選択の項目となりますので、選択漏れの無いようお願い致します。
- ② Q1 で「参加する」と選択された方は、Q2、Q3 へお進み下さい。
- ③ Q1 で「参加しない」を選択された方は、Q4 へお進み下さい。
- ④ Q4 で「参加する」と選択された方は、Q5、Q6 へお進み下さい。
- ⑤ Q4 で「参加しない」を選択された方は Q7 へお進み下さい。
- ⑥ 最後に「確認画面へ」を押して、参加登録内容の確認を行って下さい。

### ④ 参加登録内容の確認



- 登録内容をご確認下さい。
- 左記に標記された参加登録内容でよろしければ、登録ボタンを押して下さい。登録後、登録完了のメールがお手元に届きます。以上で参加登録受付は終了です。

※この頁をコピーして、FAXでの登録にご利用ください。※  
可能な限り、オンライン登録（17-18頁）をご利用ください。

一般社団法人学会支援機構内 比較法学会係 行

FAX：03-5981-6012

(該当箇所に☑印を記入)

第1日 6月6日(土)

参加する  参加しない

午前 / 部会報告：  
 英米法部会  
 大陸法部会  
 社会主義法・アジア法部会

会員総会： 出席  欠席

午後 / ミニ・シンポジウム：

- A「ラオスにおける民法典編纂と法整備支援」
- B「イギリス行政争訟システムの構造転換」
- C「アジアにおけるマイノリティの権利とアフターマティヴ・アクション」

第2日 6月7日(日)

参加する  参加しない

シンポジウム「担保法の国際的動向—担保制度の多様性と共通性をめぐる比較研究—」

午前・午後  午前の部のみ  午後の部のみ

\*\*\*\*\*

◆ お弁当（各日1,000円。当日、現金にてお支払いください。）

第1日目： 要  否      第2日目： 要  否

◆ 懇親会（第1日 17:15～19:15。会費5,000円。当日、現金にてお支払いください。）

参加する  参加しない

\*\*\*\*\*

(変更のある方は☑印を記入)

- 氏名：
- 住所：
- 所属：
- メールアドレス：

※準備の都合上、5月18日(月)までに到着するようにご送信ください。

## 中央大学後楽園キャンパス周辺地図



## 中央大学後楽園キャンパス構内マップ（会場はすべて5号館です）

中央大学 後楽園キャンパス  
バリアフリーマップ

